

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十一号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改する。

第一条中「、理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号。以下「指定規則」という。)」を削る。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記様式第三号を次のように改める。

様式第3号 削除

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則(昭和三十二年広島県規則第七十号)の一部を次のように改する。

第一条中「、美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。)」を削る。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記様式第三号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。